

# 貸付自粛—本人申告（支部来協用）

これを使えば 借り過ぎは 解決できる  
～生活再建支援サービス～

## 1. 貸付自粛はどんな制度？

生活に支障が生じる借金をおこなわないようサポートする目的で、自分の意思で、金融機関や貸金業者からの新規借入を止めるため「自粛登録」する手続きです。信用情報に「貸付自粛」登録されると、原則新しい借入ができなくなります。一定期間経過すれば、自分の意思で撤回もできるので金銭管理のサポートに役立ててください。

（※「クレジット契約」は、原則自粛制度の対象外ですが影響が出る場合があります。予めカード会社に影響の有無について確認してください。）

## 2. 貸付自粛は誰ができますか？

- \* 申告者が成人の場合、原則本人申告となります。（※成年後見人等の場合は、本人以外申告を参照してください。）
- \* 申告者が未成年者の場合は、親権者(法定代理人)が申告手続きをできます。（※本人以外申告を参照。）

## 3. 本人申告の手続のご案内 【重要】

※要電話予約

### (1) 持参書類（重要）

\* 本人確認書類 2点(公的な身分証明書) ※下記4参照

### (2) 支部 窓口へ

- \* 申告者本人が支部窓口に来協していただき、申告書を記入。
- \* 申告理由がギャンブルの時は、「貸付自粛申告確認書」も記入。

\* 「貸付自粛申告確認書」で申告理由等についてお聞きした情報は、多重債務対策、ギャンブル等依存症対策や、貸付自粛制度の運用・改善並びに統計・調査等に利用させていただきます。

### (3) 本人確認

- \* 支部窓口で、本人確認を行い、入力処理をします。

### (4) 入力内容の確認

- \* 支部で入力した内容を、その場で確認します。

### (5) 申告書の控え交付

- \* 「申告書の控え」をその場で交付します。 ※「受付印」押印
- \* 受理日を確認する重要な書類ですので必ず保管してください。
- \* 貸付自粛情報の登録期間は、登録日から5年間以内となります。
- \* 登録日から3か月を過ぎると撤回申告もできません。

★ 協会支部に来協される前に、必ず電話で予約してください。

### 協会支部の住所等の確認

協会ホームページからの支部情報の詳細を確認する場合は、以下のサイトをご参照ください。

(ホームページTOP> 協会について> 【協会の概要】事務所の所在地)

[https://www.i-fsa.or.jp/association/summary/location\\_branch.php](https://www.i-fsa.or.jp/association/summary/location_branch.php)

4. 本人確認書類とは（概要） **【重要】**

◆ 本人確認書類として、以下の書類のうち2点を申告書と共に持参してください。

※ 各書類に、「氏名」・「生年月日」・「住所」の3点記載のあるもの

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| * 運転免許証<br>(運転経歴証明書含む)              | ※ 変更事項があるときは裏面の写しも必要<br>有効期限内のもの              |
| * 健康保険資格確認書等                        | ※ 社会保険の場合は裏面に申告者の住所を手書き記載必要                   |
| * マイナンバーカード                         | ※ 裏面不要(個人番号の記載があるため)                          |
| * 障害者手帳<br>(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳等) | ※ 有効期限内のもの                                    |
| * 旅券(パスポート)                         | ※ 有効期限内のもの                                    |
| * 在留カード・特別永住者証明書                    | ※ 有効期限内のもの                                    |
| * 住民票 (原本持参)                        | ※ 申告者のみの抄本可/発行日から6か月以内のもの<br>※ 本籍地、個人番号の記載は不要 |

★

以上のほか、官公庁から発行・発給された書類で本人確認に用いることが可能な書類  
◆通知カード、学生証や講習受講証などは本人確認書類として用いることはできません。  
※有効期限内のもの・住民票等は**発行日から6か月以内**のもの